

# 会 議 録

会議の名称	東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会 (第10回)
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係
開催日時	平成24年8月23日(木) 午後6時30分～8時30分
開催場所	市民会館3階 萌え木ホールB会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 一部不可 <input type="radio"/> 不可
傍聴者数	2人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の機能及び規模並びに起債・補助金等の財源等について</li> <li>2 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画(案) (パブリックコメント案)</li> <li>3 パブリックコメント及び市民説明会について</li> <li>4 次回以降の予定について</li> <li>5 その他</li> </ol>
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の機能及び規模並びに起債・補助金等の財源等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定利用では起債が認められない。広場案とする場合は、将来の転用は可能かもしれないが、公共施設と組み合わせる必要が恒久的なものとする必要がある。</li> <li>・市民からすると、都市公園よりも公共施設の前庭としての広場とした方が、制約が少なく使い勝手が良い。</li> <li>・いつできるかわからないが立派なものとするか、実現可能性の高いものとするのかで大きく検討の可能性が変わる。実現可能性の高いものがよい。</li> </ul> </li> <li>2 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画(案) (パブリックコメント案) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社所有のままの暫定的な利用については、可能性があるなら記述してもいいと思うが、ないのなら書かない方がいい。</li> <li>・暫定利用について、法的にできること、できないことを整理しておくべきである。</li> <li>・活用計画としては期間が入っていないのが致命的である。</li> </ul> </li> </ol>

	<p>可能な範囲でロードマップを入れるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申にロードマップを入れられるかどうかは別として、計画には入れてほしいという委員会からの要望という形なら入れられるのではないか。</li> <li>・ 基本的な考え方の方向性は悪くない。市民に訴えるものにすべき。</li> <li>・ この資料だけでパブコメをするのは厳しい。概要を示したものが必要。</li> <li>・ 結論の案だけを説明すればいいのではないか。他の案も載っているとわかりにくい。</li> <li>・ 8月末までに意見をいただき、正副委員長と調整の上、パブコメを実施する。</li> </ul> <p>3 パブリックコメント及び市民説明会の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定後に市が実施すべき。計画に対する市民の意見表明機会がない。</li> <li>・ 市の責任範囲が不明確な部分はあるが、委員会の答申を尊重するという前提なら整合は取れているのではないか。</li> </ul> <p>4 次回以降の予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回（第11回）委員会 日時：平成24年11月22日（木）18時30分～ 場所：婦人会館2階A会議室</li> </ul>
<p>発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>提出資料</p>	<p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>50 公共施設の機能及び規模並びに起債・補助金等の財源等について</li> <li>51 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（案）（パブリックコメント案）</li> <li>52 パブリックコメント及び市民説明会の概要について</li> </ul>

# 目 次

出欠及び配布資料の確認	.....	1～2
1 公共施設の機能及び規模並びに起債・補助金等の 財源等について	.....	2～10
2 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画 (案) (パブリックコメント案)	.....	10～23
3 パブリックコメント及び市民説明会について	.....	24～29
4 次回以降の予定について	.....	29～30

第10回東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会

日 時 平成24年8月23日(木) 午後6時30分～午後8時30分

場 所 市民会館・萌え木ホールB会議室

出席委員 8人

委員長 加藤 仁美 委員

副委員長 三橋 誠 委員

永田 尚人 委員 本川 交 委員

鏡 諭 委員 今井 啓一郎 委員

高橋 清徳 委員 大久保 勝盛 委員

欠席委員 2人

池 亀 ミヤ 委員 伊藤 美香 委員

---

事務局職員

庁舎建設等担当部長 伊藤 茂男

庁舎建設等担当課長 高橋 啓之

企画政策係長 堤 直規

企画政策課副主査 廣田 豊之

---

事務局((株)地域計画建築研究所)

主席研究員 野口 和雄

主任研究員 黒崎 晋司

研究主任 田中 史志

---

(午後6時30分開会)

◎加藤委員長 それでは、お時間になりましたので、第10回東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会を開催したいと思います。

今回、資料がございますけれども、次第をご覧になっていただきますと、議題がたくさんございます。パブリックコメント、それから市民説明会に向けて、前回、覚えていらっしゃるかわからないんですが、資料49、今後の検討に向けた委員長メモというのを出しました。その検討結果の報告を受けまして、今回、パブリックコメントにかける答申案を検討したいと思います。パブリックコメント及び市民説明会の概要を固めるということになります。時間のほうが2時間ということですし、途中で他の会に出席される方もいらっしゃるようですので、早目

に検討を進めていきたいと思ひます。ポイントを絞って決めていきたいと思ひます。本日の議論では、修正の方向をなるべく明らかにして、具体的な表現とか文言の修正等は正副委員長に預かりとさせていただきますと思ひます。そういう部分もあろうかと思ひますので、よろしくご協力お願いいたします。

それでは、本日の出欠席及び配付資料等について事務局からお願いいたします。

◎高橋庁舎建設等担当課長 まず本日は、お配りしました次第にありますとおり、池亀委員と伊藤委員から欠席ということでご連絡をいただいております。それから、先ほど委員長からもありましたけれども、今井委員と高橋委員が他の会に出席されるということで途中で退席されると伺っております。それと、鏡委員がまだいらっしゃっていないようだけれども、恐らく遅れて来るのではないかと。特に現段階では連絡はいただいております。定足数ですけれども、現段階で半数以上の委員の方に出席いただいておりますので、定足数には問題ございませんので、このまま会議を続行させていただきたいと思ひます。

それから、8月1日付で私ども事務局の人事異動が市役所内部でございましたので、ここでご紹介をさせていただきます。庶務的なことを中心に担わせていただいております松島主事が、市民税課に異動になりました。代わりに、地域福祉課から廣田副主査が我々の新しいメンバーということで着任しておりますので、一言ごあいさつをさせていただきたいと思ひます。

◎廣田企画政策課副主査 皆さん、こんばんは。このたび8月1日付で福祉保健部地域福祉課から企画政策課に異動してまいりました廣田豊之と申します。今回、市役所で初めての異動ということで、7年半近く福祉のほうにありまして、まちづくりとか計画策定という部分では全く初めてになりますので、これから必死で勉強していかなきゃいけないと痛感しているところでございます。今回の策定委員会を通しまして、皆様からいろんなことを学びたいと思っておりますので、これからよろしくお願ひいたします。

◎高橋庁舎建設等担当課長 それでは引き続きまして、本日の配付資料について確認をさせていただきたいと思ひます。次第の次の次のページです。第10回、8月23日の配付資料のところをご覧ください。今日お配りしている資料については、資料50から52の3点ということで、まとめてホチキス留めになっておりますので、順次確認をさせていただきます。

資料50というのが、前回の策定委員会での委員長からの宿題である資料49、今後の検討に向けた委員長メモについて庁内で検討してきた結果をまとめたものになってございます。それから、2枚おめくりいただきまして、次が資料51です。資料50を踏まえ、8月23日を迎えるまでの間に正副委員長によるパブリックコメントに向けた答申案のたたき台、素案という形になってございます。それから、一番最後のページが資料52ということで、パブリックコメントと市民説明会に向けてスケジュール的なものをまとめた概要になってございます。今日お配りしたこの3点について、過不足等がございましたら事務局までお願いいたします。大丈夫ですね。

では、委員長、よろしくお願ひいたします。

◎加藤委員長 それでは、議題に入りたいと思います。

資料50になりますけれども、1、公共施設の機能及び規模並びに起債・補助金等の財源等についてということになります。先ほどからお話が出ていますけれども、これは資料49というのを以前に出しておきまして、今後の検討に向けた委員長メモを受けて、同じ構成で市役所内部で検討した結果を整理していただいたものということになります。では、これにつきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

◎堤企画政策係長 ご説明させていただきます。

前回、5月24日の第9回策定委員会で、資料49、今後の検討に向けた委員長メモということで検討課題を大きく2点いただきました。A、B、C——公共施設優先型、民間活用優先型、広場型の3つのパターンを整理して検討を重ねてきたところですが、公共施設の配置計画等が明確になっておらず、具体的で実現可能性のある案を検討していくためには公共施設の機能及び補助金、交付金等の財源面について一定の整理が必要であるということで、事務局のほうで、公共施設の機能及び規模、それから起債・補助金等の財源について検討するようという課題をいただきました。これについて庁内で検討した結果が資料50でございます。

1の庁内検討過程でございますとおり、6月27日、7月3日、7月19日に関係課長で検討を重ねてきました。そして、武蔵野プレイスの視察を経て、19日に庁内ワークショップということで、関係課長を2グループに分けて、課長としての肩書を外して、東小金井に望まれる機能としてはどのようなものが考えられるかということを検討しました。また、それとは別に、企画政策課のほうで関係課にもアドバイスをいただきながら財源等について調べてきたということになります。

まず、公共施設の機能及び規模についてですが、前提として策定委員会での議論を踏まえて、4つの基本機能を持つ「やさしさと生きがいをづくりの拠点」を整備するという方向で検討しました。機能については、策定委員会で示していただきました①会議・相談機能から⑧保管・備蓄機能までの8つの機能をどう組み合わせるかという観点で検討させていただきました。また、規模については、中規模、小規模、小規模かつ簡易なものを想定しているというところは策定委員会での検討を踏まえたものとなっております。

その結果ですが、まず、機能及び規模については、多世代が多目的に活動・交流することができる施設が求められているというのが1つの結論でございます。単一目的の施設であるだけでなく、予約して特定の人たちが利用する施設ではなくて、高齢の方から働いている会社帰りの方から子育て世代の方まで多くの世代の方、幅広い世代の方が立ち寄れる施設であって、それぞれの過ごし方をしながら交流ができる施設というのが必要ではないか。視察をした武蔵野プレイスとかからも得るものがございます、そういうものを基本と考えました。

その上で、この8つの機能について考える上では、やはり中心に据えられるべきは交流機能であると。そのいろんな方々が立ち寄り、まちのリビングとしての交流スペースに対して、学習・図書機能や情報機能を組み合わせることによって、さらに交流が促進されるだろう。例え

ば子育てに関心のある方に環境関係の情報を、学習的な展示とかが行われることによって交流が進んでいくと考えられます。これにあわせて、地域のセンター、中核となる施設ということで会議・相談機能、集会・イベント機能及び、建物である以上は管理が不可欠なので、事務機能等をあわせていくのを基本とするという形で検討しました。

その結果が、1枚めくっていただいたところにある○、×、△なんですけれども、⑤交流機能に③学習・図書機能、⑥情報機能を合わせたものは建物の規模にかかわらず必須として、会議・相談機能、集会・イベント機能を配置しています。Aの場合は1,600平米ありますので、福祉・医療機能とか保管・備蓄機能の余地もございますが、B、Cという形で規模が小さくなると優先順位が変わってくるということです。また、事務機能については、Bパターンの場合は民間活用優先型ということで、民間による一体的な整備、運営を考えておりますので、公共施設の部分だけで事務機能を持つ必要はないということになってきますので、ここは×になっています。このほか関係意見としては、スポーツもできるとよいだろうという指摘とかもございました。

続きまして、個別検討事項についてご説明します。まず、子育て支援施設に関連してです。こちらはAパターン、Bパターンについて大きく関係してきます。結論から申しますと、市として、保育所を含む新たな子育て支援施設を整備する計画は現在ございませんので、このため、公共施設の中で整備するというよりは、やっぱり民間活力活用として実現可能性があるかを検討する方向となるのではないだろうか。それから、②の図書館に関しては、策定委員会の議論とほぼ同様ですが、市民要望が極めて高い施設ではあるが、単一目的で大きな面積等を要するため、多世代交流、多目的複合という考え方にはなかなか一致しない。ただ、交流に資する図書室機能の整備というのは基本となるのではないか。それから、③の市民協働支援センター、こちらは第4次基本構想・前期基本計画では優先度が高い施設なのですが、新庁舎に近接して整備する方向であるということが、別に進められております新庁舎の検討の中で明らかになってきていますので、このまちづくり事業用地の対象としては除外する方向である。その次に、本川委員からもご提起いただきました生涯学習支援センターのコーディネート機能ということになってきます。こちらは、どういうふうにコーディネート機能を整備するかが検討課題となりますが、交流・学習・情報を基本とするというのが、先ほどご説明しましたとおり8つの機能の基本になってくるので、その中で実現を図ることが大事になってくるだろうということでございます。最後の都市公園についてなんですけど、都市公園にすると建ぺい率2%として整備する。それからあと、運動施設などを整備したり、起債ができたり補助金ができたりという点があります。これについては後で資料51の中で詳しく説明しますが、結論から言いますと、土地区画整理事業の中で2号公園、梶野公園というのを整備してきています。また、駅前に1号公園もできてくるという中では、新たにここで都市計画を大きく変更すると土地区画整理事業全体に影響を与えてしまうことになるので、交流のための施設ということで、多目的広場として考えていくのが必要であるというのが後で明らかになってきます。

その次に、起債・補助金等の財源についてです。A、B、Cの3つのパターンそれぞれについて、あと、敷地①、敷地②について、起債・補助金の場合どういうふうになるかを示しました。○、×、△になっているんですけども、例えば公共施設優先型の場合は、敷地①というのは2,024平米、都市計画道路に面した大きいほうなんですけど、こちらは貸地を前提としていますので、△、可能性は高くないということになります。一方、敷地2,080平米のほうは、市としてAパターンでは公共施設を建てることになっていますので、これは一般的に起債ができるということになります。補助金等については後でご説明しますが、一律になかなか辛いということになっております。Bの民間活用優先型の場合は、民間が主体となっていきますので、特にPFI事業として行うのが適当ではないというこのまちづくり事業用地の場合は、なかなか活用できるパターンがございません。最後の広場型の場合は、市の公共施設として整備しますので、起債については可能であるということと、可能性は高くないんですが、補助金の余地はございます。地代収入については、Bが一番収入が得られて、Aも敷地①について得られる。広場型については、地代収入の余地はあるという形になっております。

起債について見ていくと、公共事業と社会福祉施設整備事業、一般事業の3つのパターンについて起債が切られる可能性があるということになります。ただ、公共事業については、都市計画公園として認められた場合に充当率90%認められるというものなので、土地区画整理事業との関係で公共事業、都市計画公園としてできないとなると、こちらの可能性は低くなります。またはできないということになります。その次の社会福祉施設整備事業は、児童福祉施設・老人福祉施設等となった場合、例えば特養老人ホームをつくる場合は民間であっても起債ができるということです。ただ、こちらの場合は、法令で定められた基準に則った施設を整備しない限りは適用になりませんので、これもかなりハードルは高いということになります。③が、例えば多目的広場もそうですが、集会施設とかを整備する場合に使える一般事業の起債です。充当率は75%となります。地域活性化の場合は充当率90%になりますが、こちらも地域活性化に資する計画を立てていかなければいけないので、一般だと75%ということになります。ちなみに、この償還は何年間で借りることができるのかということについては、耐用年数以内であるということが決まっております。例えばRC造の集会施設をつくるならば47年、鉄骨ならば34年、公園ならば20年という基準となっております。

次に、補助金についてです。東京都から補助金の一覧の資料が出ていまして、それを最初から最後まで読んで該当になりそうなものをピックアップするわけですが、結果から言うと、この7つの範囲内で、かなり難しいものもあるということになります。まず基本となるのが社会資本整備総合交付金で、こちらは補助率4割で、用地取得も対象となる。ただ、東京都を通して国の社会資本整備総合計画に掲載されなければいけない。また、1つの土地に対して何を建てるのかではなくて、もっと面的に、小金井でもこちらは、旧まち交と書いてあるんですが、まちづくり交付金という名前の旧制度で武蔵小金井駅南口第1地区の再開発事業について適用を受けているんです。という意味で、例えば駅を中心とした一定のエリアというような面的な

計画を立てていかないと認められないので、そういう意味ではハードルが高い。また、そういう意味では、市役所内部でも今後どういうふうに進めるかというのが今は白紙状態ですので、かなり調整をしなければいけないということになります。

同じく用地取得が対象になるものとしては、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金という補助金がございます。補助率は3分の2ですから、かなり有利と言えるんですが、こちらのネックは、自治体は主体として認められないということです。ですので、主体が例えばタウン・マネジメント・オーガニゼーション、まちづくり会社みたいなものを自治体等が地域と設立していて、そういう受け皿がある場合は、計画をつくって国に認められれば、これだけの高い補助率を受けることができるんですが、小金井の場合は、はっきり申し上げれば受け皿がないということになってきます。

③は、地域の独自性とか先進性があると認められたものに対して東京都が総合的に交付している市町村総合交付金振興割地域特選枠というもので、多摩・島しょ地域について、今言ったような事業だと東京都が認めたものに対して補助率2分の1、イチ押しの場合は4分の3で交付をしますが、用地取得は対象外であるということと、あと、今現在の予算額は見ないとわからないですが、かつて予算額は5億円と言われていたんです。それを多摩地域の30の市町村と、さらに島しょ地域でも分けているので、そうすると単純に、小金井で言えば各自治体に二、三千万円とかそんな範囲になってくるわけです。一千万円を割った年が小金井でもありましたので、何億円とか何千万円という補助金が受けられる補助金ではないということになってきます。

このほか、④、⑤、⑥は、福祉系の施設であれば、また、それを誘致するというのであれば受けられる補助金ですが、フィージビリティ・スタディの中で話が出てきたサービスつき高齢者向け住宅みたいなものは対象になりません。法令でつくられるような、例えば特養老人ホームとかの場合に適用される補助金ということになります。

⑦として、都市計画公園については、2ヘクタール以上だと国補助が受けられて、国補助を除いて都補助が2分の1受けられることになるんですが、先ほど申し上げたとおり、土地区画整理事業との関係からいって、都市計画公園として整備するのは困難であるということになっております。

(3) 地代収入ですが、表に◎、○、△で書いたように、定期借地権の設定等によって権利金、地代収入、あと、Cの場合は簡易な部分スペースの貸し出し等による地代収入を見込むことができるということになります。

その他の検討課題として、誘致が望ましい民間施設についても若干整理させていただきました。Aパターンでは、フィージビリティ・スタディの中で出てきた医療モール、サービス付き高齢者賃貸住宅については採算可能性があると考えられるということに加えて、民間保育所を誘致した場合とかでも起債ができることになってくるので、そういう意味では可能性があるということになります。また、Bパターン、一体的整備で民間主導でやっていただく場合には、

医療モールとサービスつき高齢者賃貸住宅以外については実現性が低いということになります。正確にはスーパーとかは余地があるんですが、この策定委員会で議論したとおり、地域の民業圧迫等につながることから、それは対象外にするということです。そのほか、採算性というところを外すと、地元店モールとか、あとはカフェ等の便民施設が考えられるということになります。

最後に5ですが、市の財政状況は、この検討を始めた去年8月に比べるとかなり悪化しています。今年の24年度施政方針から久しぶりに危機的な財政状況であるという言葉が復活したぐらい厳しくて、今、実施計画の検討をしていますが、24年度に続いて25年度もかなり厳しい状態です。というわけで、残念ながら、去年8月にこの検討をスタートさせたときより状況が厳しく変わっているということになるんですが、その結果、公共施設の整備及び公共資産の活用の進め方が、まちづくり事業用地についてある程度定まっても、直ちに予算を確保して整備等を始められない場合が考えられる。その場合についても金利負担はかかっているわけですし、また土地としても、塀で囲われて何も利用ができない土地ということになってしまいますから、土地を今現在取得、所有している小金井土地開発公社と協議をして、公社において資産活用等が図られることが望ましい。

以上が、関係課長と肩書を外して庁内ワークショップとしてざっくばらんな議論をした結果、出てきた結論ということになります。もともとは、検討が間に合えば、これで部長職者によって構成される庁内検討委員会に諮るつもりだったんですが、申しわけないんですけども、資料51、パブリックコメント案の取りまとめとかの調整と前後しましたので、本日の策定委員会を踏まえて、市としては、この後、庁内の検討委員会にこちらも諮っていくということになります。関係課長職者までの話では、こういう方向がはっきりしてきたということになります。

◎加藤委員長 わかりました。ありがとうございます。

では、資料50につきまして、庁内の検討委員会の結果ということで、公共施設の機能及び規模についてと起債・補助金等の財源についてを整理していただいたわけなんですけれども、何かご質問とかご意見がありましたらお願いしたいと思います。

◎高橋委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、起債についてということですが、起債とはどういうことなのかということと、あと、公共事業等の充当率が90%とか80%とか75%とございますけれども、これはどういった意味なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

◎堤企画政策係長 まず、起債とはということですが、地方財政法では、基本的に市が行う事業の経費は原則として市税収入とかで賄わなければいけない。起債というのは地方債を起こすことなんですけれども、借金で賄うことはまかりならぬとなっているんです。例外として、公共施設の建設事業費等に充てる場合については、起債という形で地方債を発行することによって賄うことが可能になるということとございます。厳密に言うと、地方債には政府で募集するものとか、自治体で銀行との協議によって募集するものとか、募集の仕方とかによって

も種類があるんですけども、基本的には総務大臣又は都道府県知事の同意を得て発行されることによって伴う借金ということになります。認められているものは法律で5つ決まっているんですけども、この場合では公共施設等の建設費に限られるということになります。

将来にわたる負担ということになるので、建設費の基準は結構厳しいんですが、その基準に則って認められた事業費のうち何%まで借りることが可能かというのを充当率と言っています。例えば充当率が90%だと、仮に1億円認められる事業費があるとすれば、9,000万円まで起債が可能であるということです。雑駁な説明で申しわけないんですけども、もう少し正確なものがあつたほうが良いということであれば、また……。

◎三橋副委員長 いやいや、むしろ、要は借金ができるかできないかで、民間だったら銀行が認めるんですけども、国がどこまで認めますかということで、9割までだったら認めますとか、7割までなら認めますとか、そういう話ですよ。

◎堤企画政策係長 同意基準というのを国がつくっておきまして、その辺はかなり厳密なんです。

◎高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

◎加藤委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これを踏まえて、次の……。

◎三橋副委員長 ごめんなさい、広場か都市公園かという話で、正直このタイミングで都市公園はだめという話は——もうちょっと早くしてほしかったなど。今までの、我々の広場か都市公園にするかというところの整理は、どちらかというところ、都市公園にすることによって財政的にいいので、進んでしたいわけじゃないんですけども、都市公園というのも選択肢としてあるよねという話だったと思うんです。逆に広場のほうは、これだと起債の問題とかいろいろあるんじゃないかという話だったと思うんですよ。要は暫定という考え方。我々は暫定という言い方はしないかもしれないけれども……。

◎堤企画政策係長 将来の戦略用地として、ですね。

◎三橋副委員長 ということですよ。そういうのが市民説明会でも結構意見としてある中で、ここの整理なんですけれども、もし広場とした場合、一応ここは起債が可能となっていますけれども、これは暫定的な利用だという言い方をしてしまったらだめなんですよねというところの確認です。

◎高橋庁舎建設等担当課長 三橋副委員長がおっしゃるとおりで、都市計画公園というものに対しては、私も、このタイミングで区画整理の担当部署からそれはちょっとという話が来て、ええっという話にはなつたんですが、理屈としてはすごく理解できるんです。結局、区画整理事業区域内の地図を張ってありますけれども、2カ所、駅前のところと梶野公園のところ、区画整理事業として公園を整備する計画として進められています。新たにそこに都市計画公園をさらにふやしていくという話になってしまいますと、地区計画と整合しないことにもなつてきます。地区計画で公園の面積というのが既に決まっている事業でございますので、地区計画を

根底からやり直さなきゃいけない。そうすると、区画整理事業の根幹にかかわる部分になってしまうということなんです。

広場、それも小規模で簡易な公共施設と一体となった広場の活用ということであれば起債も認められるでしょう。しかし副委員長がおっしゃるように、暫定という言葉を使った場合に、暫定的なものに対しては起債は認められない。要するに、地方自治体が借金をするわけですので、将来にわたってその負担が市民に及んでいくからです。暫定的なものに対しての借金は基本的には認められないという形になってきますので、あくまでも、将来の転用は可能かもしれないけれども、小規模簡易な公共施設と広場との組み合わせでまちづくり事業用地の整備をしていくのがCパターンということで整理をさせていただければなど。

◎三橋副委員長 これも一応委員会全体としての確認なんですけれども、都市計画公園と広場で何が違うんですかと言われたときに、もちろん法律の違いがあったりとか、今言った起債の考え方とかがあるにしても、市民にとっての実質的な違いといったときに、我々には、どちらかというところと広場のほうが利用度が高いというか、都市計画公園になってしまうといろいろと制限がかかる、そのかわり財源的なところで一定のメリットがありますよというぐらいの整理だったんですが、その説明で大丈夫なのか。でも、今の話だと、区画整理事業としてやっていくためには、都市計画公園だとNGだけれども、広場だったらオーケーですと。その理屈というのでも一定必要なのかなと思ったんですけれども、その整理はどういうふうに考えていますか。

◎高橋庁舎建設等担当課長 都市計画公園と広場というところ、法律的なものとか制度的な位置づけが違ったとしても、言ってみれば、市民目線で見るときに見た目が同じに見えるという懸念があると思うんですよね。ですから、あくまでもまちづくり事業用地は小規模簡易な公共施設とセットの前庭という考え方で整理をしていこうというか、そういう形のものになるんじゃないかなと。都市計画公園といった場合には、公園としてしつらえなくてはいけない設備というのがあるわけですよね。一方で、公共施設とその前庭、広場とワンセットという形であれば、そういうものには全く縛られないという形になってきますので、機能的な面でも差別化が図れるのかなと私のほうでは考えていますし、それによって市民の使い方も若干異なってくる可能性もあるのかなと考えています。

◎三橋副委員長 テクニカルな話で難しいと思うんですけれども、トイレとかのことなんです。

◎堤企画政策係長 まず例えばの話ですけれども、都市計画公園であればトイレが必要になってくる。でも、今回、公共施設の前庭であれば、その施設側にトイレがあればいいので、土地を分けて公園にする場合みたいにトイレをつくる必要はなくなるということです。それから、建ぺい率が2%と200%の違いが出てきますので、屋根があるような空間をつくることも可能になるということ、そういう点でも違いが出てくると思います。

◎三橋副委員長 要は地権者の人にはそういったことを説明して、都市計画公園とはまた違うんですよと、これはこれで必要なんですよという議論ですね。

◎今井委員 これを市役所の中でご検討してもらって、難しい言葉がいっぱいずっと出てきながらも、最後の締め、金はないぞというのが出てくるじゃないですか。これは結局、いろいろ調べただけけれども、金が多分ちょっと財政状況が危機的で、いつになるかわからないと、これが書いてあるということは、やっぱりかなりきついんじゃないかと思うんですよ。かなりきついのをわかっていながらすごいものを考えて、何十年先になるかわからないものを、はい、こうしようとするのか、なるべく実現できるものでいくのか、全然違うと思うんですよ。例えばこういうものを行政と考えていくときに、こういうのを考えたら30年後ぐらいにできるのが当たり前だというレベルなのか、それとも1年でも2年でも早くできるものを考えていくのかというと、どっちの方向？ 私なんかはどっちかということ、なるべく実現できるほうでいかないと、結局絵にかいたもち、それもとんでもなく高いところのもち、すごいもちをずっとみんなで考えていることになっちゃうじゃないですか。自分が死んだころにできたって何にもおもしろくないですからね。

◎加藤委員長 その辺も踏まえてパブリックコメント案ができていると思うので。

では、次の議題に進んでもよろしいでしょうか。資料51のご説明をお願いいたします。

◎堤企画政策係長 事務局の説明を続けさせていただきます。

東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（案）について答申することがこの策定委員会の諮問内容の1番目となりますので、その案ということになります。構成としては、まず計画の位置付けを、それから2番目に、まさに絵にかいたもちでいいのかということにかかわるんですが、基本的な考え方を、3番目に、これまで検討してきました整備・活用の選択肢を、その次に、実現可能性という意味で整備すべき公共施設の財源等、最後に事業計画に向けてという5つの構成で、今までの検討を踏まえて、また、資料50等も踏まえて正副委員長たたき台案として、このパブリックコメント案の素案をまとめています。

まず、1の計画の位置付けですが、策定の目的として、まちづくり事業用地における最適な公共施設の整備及び公共資産の活用を図るためということで書いております。整備活用計画案と言いながら、具体的な事業年度や事業費を書くところには必ずしも持つていけませんので、財政状況等を踏まえた事業計画を策定すること、市民参加によって基本設計等を実施して進めていくことを前のところでも注記しています。

その次に、上位計画等との関係で、第4次小金井市基本構想・前期基本計画——小金井の最上位計画、それからその次に、都市計画マスタープラン——都市計画の概要、基本的な方針を示したもの、それから、まちづくり事業用地について定めた東小金井駅北口土地区画整理事業区域内公共施設整備構想の3つについてポイントをまとめています。引用の上でそのポイントを最後の段落でまとめているんですが、第4次小金井市基本構想・前期基本計画では、土地区画整理事業の円滑な推進を図りつつ、都市計画による土地利用制限の範囲内で商業・業務・文化機能等の導入を図っていくというのがポイントになる。その次の都市計画マスタープランでは、土地区画整理事業によるまちづくりと連動する形で、市民の意向を踏まえた最適な整備、

活用を図ることがまちづくり事業用地に求められるというふうになっています。整備構想のほうでは、何回か繰り返させていただきましたが、「やさしさと生きがいの拠点」となる施設として、多様な交流が中核となる「交流、健康・福祉、生涯学習、賑わい」の4つの機能をイメージする。また、求められる類似機能の集約・複合化を図っていくという方向性が示されており、

また、求められる類似機能の集約・複合化を図っていくという方向性が示されており、

その次に、まちづくり事業用地の概要をまとめました。取得費、利子補給、面積、制限等についてまとめさせていただいていますが、加えて、3ページの中ほどになりますけれども、Ⅰ期とⅡ期を分けて検討しているということについても書かせていただいています。また、歩道状空地について書きました。4ページ、5ページは、周辺の状況、東小金井駅の北口、東側、高架下や南口のモデル事業等について触れて、(5)としては、策定経過として市民アンケート、この策定委員会、市民ワークショップ、それからこの後の市民説明会やパブリックコメントの実施について触れています。

2から本題に入っていきます。「東小金井の居間（リビング） 幅広い人たちが思い思いに過ごせ、様々な交流の輪が広がっていく場」ということで、ビジョンになるものを打ち出して、そのキーワードになるものを説明するという形をとらせていただきました。この四角の中の言葉については、これがベストなのかというのは余地があり、また、ここで初めて出てくる言葉ですので、最終的には正副委員長のお預かりということになるのかもしれませんが、ご意見をいただければと思います。

まず(1)としては、多世代交流という考え方です。こちらは庁内の検討でも、また策定委員会でも視察をして、武蔵野プレイスをごらんいただいたときにも出てきましたが、予約とかをしないで、さまざまな人たちが立ち寄って、自然と交流ができてくるような施設がまちには必要ではないかと。一番最後のところなんです、まちの核となるとともに、幅広い人たちが立ち寄り、思い思いに過ごせる場の必要性を——本日確認できるかということなんですけれども——確認できるならば、それを第1のキーワードとして掲げてあります。この次に出てくる多目的複合だけだと、その結果実現される交流とかにぎわいの姿が必ずしもイメージしにくいので、多世代交流を1個目に掲げたらどうかという考えです。

2番目は、これまでも議論いただきました多目的複合で、資料50でもご報告申し上げましたが、何とかセンターという形ではなくて、8つの機能に注目して、交流機能に学習・図書機能、情報機能をあわせたものを基本機能としていく。それから、永田委員を初め、策定委員会でもご指摘いただきましたが、スケルトン・インフィル構造などを考えて、将来のニーズ変化にも対応できるようにするというようなポイントを書かせていただいています。また、図書館について要望が高いので触れておいたほうが良いと考えられるため、図書館はニーズは高いですが、市の中心部にあるべき施設と考えられることから、図書コーナー等の整備ということについてこのこれまでの議論の結果に触れております。

最適な推進については、先ほど今井委員からご指摘があった点になるんですけれども、実現

性の高いものにしていかなければいけないという点です。財政状況が変化していることもあって、整備構想では公共施設ありきみたいなのところがあったわけです。公共資産の活用とかも入れてきたんですけども、策定委員会としては、8ページの表はワークショップのときに出して三橋副委員長からご説明いただいたものですが、公共性と事業採算性の2つの観点から選択肢を絞り込んできた。そして実際に、究極の理想を追い求めるというよりも、実現性の高いものは何かという形で今後検討、選択肢をつくっていく必要があるという基本的な考え方を出したものです。

9ページ、これまでの議論を踏まえて、公共施設優先型、民間活用優先型、広場型の3つのパターンについてポイントを整理したものです。公共施設優先型については、3つのパターンの中では最も大きな施設の整備が期待できる。用地取得も含めて起債できるが、市の負担額、要は総事業費は将来負担も含めれば最大になる。それから、敷地①、②両方を公共施設として整備するのは難しいというのが前提的な考えで、①を貸地とするという考え方に立っていますので、①については地代収入が期待できるということになります。

詳細は読んでいただくこととして、11ページ、民間活用優先型についてのポイントですが、こちらは、民間ノウハウを生かした敷地①と②の一体的活用が期待できるのが一番のポイントです。Aパターンの場合は、①と②を公共部分、民間貸地部分と分けていますので、建物のデザインを含めてかなり違うものになる可能性が高いわけですが、こちらは初めから一体的に一つの企業体又はJV等に任せるという形になります。整備される公共施設は小規模、イメージとしては延べ床面積800平方メートル程度と見込まれます。施設整備に係る市の負担は、地面は貸した上ですべて民間の中で建物を建てていただいて、床を一部譲り受けるという形になりますので、理屈で言えば、市の負担は建物に関してはゼロです。ですので、施設整備に係る市の負担を抑えることは、A、B、Cの3つの案で一番強力なんですけど、用地取得については丸々かかってくる公算が高いということになります。

13ページ、広場型のポイントです。「整備に係る市の負担は最小であり」、これはちょっと言葉足らずかもしれないんですが、整備費が総額として最小なのはBパターンなんですけど、持ち出し分という意味で言えば、このCパターンが最小になってくる。用地取得及び施設整備に起債が可能になってくる。多目的に利用できる広場と小規模かつ簡易な公共施設の整備が期待できる。それから、将来の市民ニーズの変化に対応することも可能であるということがポイントになってきます。

このA、B、Cの3つのイメージ及び案について主に財源等から検討していったのが、15ページ、4の「整備すべき公共施設の財源等」です。ベースは資料50になりますが、まず、用地取得についてポイントをまとめました。合計11.6億円と想定されて、25年度以降、順次取得していく予定であるということです。

その次、起債についてです。地方財政法第5条に基づいて、次の5つの場合に借りられる中で、⑤の公共施設等の建設事業費等として借りることが可能になる。3つのパターンに即して

検討すると、16ページが一番上にあるとおり、一般事業と社会福祉施設整備事業が考えられるということになります。繰り返しになりますが、このほかに都市計画公園が考えられるんですが、土地区画整理事業との関係で除外せざるを得ないということです。

その次の補助金等については、対象となり得るという意味では①から⑥を考えることができます。ですが、まず社会資本整備総合交付金については、これが基本でありながら結構ハードルが高いというのが1つ目。②の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金については、小金井市は受け皿がありません。③、④、⑤については、採算性の低い施設ということになるので、敷地①に対する貸地等が基本になるんですが、実現可能性が高いとは言えないということになってきます。これをA、B、Cにあわせて整理したのが16ページから17ページの表で、この部分は凡例の表現を改めたもので資料50と同じですので、その説明は割愛しますが、有利、不利ということ言えば、やはり広場型がかなり有利だということになってまいります。

ポイントとしては、公共施設優先型であれば、敷地②については起債が可能ですが、敷地①については可能性は低いですし、補助金については可能性が低いと言わざるを得ません。Bの民間活用優先型については、起債・補助金とも可能性はほとんどないということになります。広場型については、起債は敷地①、②両方について可能で、また、補助金は可能性は低いです。A、B、Cで比べた中ではこれが一番強い、かつ整備費がそれほど高いものではないので、そういう意味では可能性が高いということになってきます。また、地代収入に関して言うと、Bが一番収入が得られて、その次がAで、Cについては、得られる余地はあるけれども、それほど金額になるとは考えられないということになります。

この3、4の検討を踏まえた結論として、19ページに5をまとめております。結論は次の3点であると考えられると思っております。1つは、(C)広場型(段階的活用を含む)が基本の考えになる。2つ目は、もともとの機能等の考え方とか公共施設のニーズもありますので、より充実した公共施設がその範囲で可能かどうか。また、この策定委員会の議論の中ではコンテナを活用した事例とかをご紹介させていただいたと思うんですが、それらを踏まえた民間活力の活用とかについて検討するべきであるということ。3番目に、財政状況及び土地区画整理事業の進捗状況というのが非常に大きい要素になってきますので、この整備活用計画の後にその辺を見きわめた事業計画が必要であるという3点になります。

①、②、③としてその理由等について説明をしているんですが、広場型を基本とするということについては、幅広い多世代交流という点では広場型が非常に強みを持っているということです。例えばAパターンも大きい公共施設をつくることはできるんですが、センターを含めて——センターはないにしても、さまざまな会議室とかを設定することができるので、一体的な施設としてはCには強みがございます。それが、多世代交流を進めて「賑わい、生涯学習、健康・福祉」につなげていく。それからさらに、ご覧いただいたとおり財源の面でも有利だという点で最適であると考えられる。

より充実した公共施設及び民間活力の活用について検討するという点については、広場型

は多世代交流が強みであるということなので、雨天のこと等もございますので、広場と公共施設が一体となった一体性ということがポイントになってくるとなると、400平米程度というこのイメージが最も適当なのか。もちろん実現可能性とセットということになるんですけども、それも考えなければいけない。また、申し上げたとおり、利便性を高め、カフェの設置とか民間活力の活用等も検討する余地があるということです。

③は、危機的な財政状況ですので、また、土地区画整理事業も生き物ですので、それを踏まえた事業計画が必要です。特に財政上の見通しということになると、来年25年度に、25年度から27年度の3カ年の見通しを立てる実施計画を市では策定することとしていますので、それに合わせていく形で財政状況等を見極めた事業計画の策定をしなければいけないという点があります。

(2)として、事業計画を書いて事業化していく上での留意点についてまとめさせていただきました。まず①が一体的活用についてです。まちづくり事業用地はⅠ期とⅡ期に分けている。また、Ⅰ期についても大きく言うと2つの敷地に分かれているので、ばらばらの敷地だという面がありますが、せつかくの敷地であって、利用者の観点からも、また公共資産の活用という観点からも一体的な活用が図られれば、その分効果が高くなるのは明らかですので、一体的活用について留意をしなければいけない、これが1点目です。

2点目は、地元企業等との連携についてです。市民ワークショップ第2回では、独創性のある地元企業等との連携ということになりましたが、そういうことも検討していく必要がある。より利便性が高く、市民に親しまれる施設とする上で、それが実現すれば可能性が高くなるということなので、連携を図っていく必要がある。また、さらにもっと幅広い地元との連携とかも考えられますので、地元企業等の意見を聞き、協力を得る機会を設けて、可能な限り連携を図っていく必要があるのではないかとということが2点目です。

3点目は、市民参加及び推進体制についてです。まず1つは、整備活用計画を市民参加でつくってまいりましたので、今後も市民参加で進めていく。特に基本設計等を進めていく必要があるだろうということです。また、庁内についても、幅広い交流という意味では1つの部署だけで担える要素ではないという意味で、必要に応じて庁内横断的な推進体制も必要になってくるだろうということで書かせていただきました。

最後が、暫定的な活用についてです。資料50の最後にあったことを踏まえてなんですけれども、危機的な財政状況によって予算が確保できず、直ちに用地の取得や施設整備が進められない場合、用地取得できないと市の土地ではないので、市が勝手に活用できないわけです。土地開発公社の土地ですので、土地開発公社と協議をして、定款等で土地開発公社としてできることが限られているわけなんですけれども、その範囲でまちづくり事業用地の暫定的な利活用を図って、例えば可能ならば少しでも財源を生み出したりして実現可能性を確保していくのが大事であるということ、あえて21ページの最後に書かせていただきました。

ちょっと長い説明で申しわけありません。

◎加藤委員長 ありがとうございます。要領よく、すごくわかりやすく説明していただきました。お時間のない高橋委員、今井委員、何かご意見はございますか。ご質問でも結構です。

◎高橋委員 最後の暫定的な活用についてというところで、予算がないというお話を今なさいましたよね。これは取得できない場合もあるということですか。そうすると全然話があれになってしまうんですけども。

◎高橋庁舎建設等担当課長 小金井市においては、皆さんもご存じのように、ごみの問題というのが非常に重たい問題で、要するにこの問題をどうするのか、幾らかかるのかというのはまだ方向性が見えていないわけです。ですから、私どもとしては、大きい事業というのは将来的な見通しを立てながらやっていかなければいけない中で、その見通しを打ち出しにくい状況にある。私の担当である庁舎のほうも同じような状況で、なかなか将来的な見通しが、これでいけますというふうに打ち出しづらい。一方で、小金井市の財政規模というのは、国の交付金等も含めて370億円程度あるわけです。ですから、決して全く事業費がないということではなく、あれもこれもはできないけれども、どういう政策の優先順位をつけてやっていくかという選択の範囲だと思っているんです。その中で、さっきも言ったみたいに、ごみの問題という大きな課題の方向性が見えないと、まちづくり事業用地にしても、庁舎にしても、多額の財源を要するものについては、そちらを優先させるという話にはならないと思っているので、打ち出しにくいという状況です。

ただ、その中でも、さっきも堤の説明にありましたけれども、けやき保育園、ピノキオ幼稚園が移転してくる、道路も整備されましたという中で、まちづくり事業用地のところだけが柵で囲われている状態というのは余りよろしくないだろう。少なくとも公社に対して毎年毎年利子補給をしているのが長期化するのもよろしくないということなので、土地開発公社と協議しながら、例えば暫定的に何か活用する方法はないのかということを探っていく必要があるんだろうと考えています。具体的なことはまだはっきりとは申し上げられないんですけども、そういったことも、つなぎとして計画の中には頭出しをしておく必要があるのかなということですね。

◎高橋委員 わかりました。

◎鏡委員 今の説明の関連なんですけれども、先ほど資料50の最後のところに「その場合、小金井土地開発公社において資産活用等が図られることが望ましい」ということが書いてあって、これが今のご説明との関連なんだろうけれども、具体的に土地開発公社ではどんなことができるんですか。

◎高橋庁舎建設等担当課長 基本的には、土地開発公社は、例えば土地を売るとか貸すというのは公の団体にしかできない、要するに民間に直接貸すことができないということなんです。そういう制限がかかっています。では、公の団体というのがどこまでの範疇なのか、どういうことであれば土地を一時的に貸したりということが可能なかを検討していく、可能性を探っていく。実例として、例えばまちづくり事業用地の南口の再開発をやっていたときの経緯で、

アニメーション会社の事務所の移転先として貸していた事例もございます。そのときの貸し先は、直接そのアニメーション会社ではなくてURだったんですけれども、例えばJRの高架のための工事の資材置き場として貸していたという経緯もありますので、公的な団体というところについてどこまで踏み込めるのかというのは調整の余地ありと考えられます。

◎三橋副委員長 建物是可以するんですよね。それはもちろん公社がオーケーと言えはの話ですけれども。

◎高橋庁舎建設等担当課長 公社管理のまま開放するということもあるかもしれませんが、事故とかそういうことまで含めて考えると、これは私の私的な考え方になるかもしれませんが、現時点で、公社のまま開放してしまうのはなかなか厳しいかなという気はします。

◎堤企画政策係長 たしか一般開放はできないんです。

◎三橋副委員長 そうなんですか。

◎堤企画政策係長 はい。公社としては、土地を速やかに確保して、本来であれば、それこそその年度内に市なり都なりに引き渡すのが役割なので、開放して一般の利用に供することを想定していない。そこで、課長が申し上げたことなんですけれども、例えば都の政策とか市の別の政策に関連して、公的な団体が間に入ってやれば実現可能なものが出てくるわけなんです。まずそれを検討していきたいというのと、あと、検討するに当たっては、市の要請に基づいて公社が買ったというスタンスですので、市のスタンスとして、公社に活用を働きかけていきたいという意思表示というか、方向性を明確にしていく必要がある。公社は、そのままでは活用の検討してはくたさらないので。

◎三橋副委員長 もちろんそこはあくまでも公社の話ですし、公共同士の話があるとは思いますが、一方で中身の話の、それよりもまずその話がここの委員会の中で議論になったぐらいなので、最終的に収益を稼ぐという意味でやるのがいいのか、あるいは市民に早く開放できるんだったら一部でもやってほしいという話なのか、あるいは歩道状空地の話もあるじゃないですか。歩道状空地だけ先になるのかとか、いろいろあると思うので、それをちょっと整理していただいて、今言ったように、できないということであればできないとはっきりとすべきだと思いますし、もしできるのであれば、そういうのが答申の中でどこまで細かく具体的に書けるかというのはありますけれども、これもあくまでも委員会としての整理なり要請なりという形だと思いますが、そこら辺をちょっと整理しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

◎加藤委員長 今回の整理というのは……。

◎鏡委員 質問は続いているんですけれども、いいですか。実はここの最後のところの表現というのは、いきなり50が出てきているので、私はちょっと違和感があったんですけども、今の大変苦しい説明は、一縷の可能性をここに残したということなのかもしれないんですが、本当にこれが全部できるかどうかということですよね。これを入れることによって、51にあるような計画自体を求めるという方向性は小金井市としても確認するんですけども、ただ、予算

上とかタイミングの問題とかで、そのまま野ざらし状態にするわけにはいかないから、その間、公社のほうの、ある程度、善意と法的な許容範囲の中で活用していきますよというところだと思うんだけど、これが本当にできるかどうかですよ。

もう1つ、そういうふうには逃げ道をつくとずるずるいっちゃう可能性もあるので、やっぱりここら辺はもう少し丁寧に。できるのであれば残してもいいけれども、できないのだったら、副委員長も言ったように、やっぱりそこは除いておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。だから、そこをもうちょっと整理していただいたほうがいいんじゃないかと。

◎高橋庁舎建設等担当課長 今、副委員長と鏡委員からそういうご指摘をいただきまして、私どもとしては、そういう考え方もあると思う一方で、さっきも今井委員のおっしゃっていた実現性という話の中で、表現はちょっと悪いかもしいんですけれども、延伸してしまった場合の対処という意味で、その部分の対処方法についての市の考え方について頭出しを入れたほうが逆にいいのかなと思った部分があったんです。何もない中でただ延伸していくよりは、若干そういうことまで一応含めた上で頭出しの部分を入れたほうがいいのかなという思いもあったのは事実です。その辺は、パブリックコメント案として今後表に出していくに当たっては、もうちょっと精査をさせていただきたいなど。

◎鏡委員 多分これは質問が集中すると思います。これはどういうことなんだと。だから、そこは、この委員会でのこれまでの議論とそごがないような整理をしてもらいたい。それでも残すというのだったら、私は特に、そういう説明については理解できますので、可能性があるんだったら残しておいても構わないと思っています。

◎三橋副委員長 そうですね。鏡委員が言ったとおりでと思うんですけれども、僕が思っている趣旨というか、あるいは事前に打ち合わせをさせていただいた中でも話をしたと思うんですけれども、これの位置づけというのは、あくまでも、本来であれば市が25年度までに買収して、25年度から取得していく予定になっている。一応それが基本になっていて、はっきり言って、それができるかできないかわかりませんということ自体が結構微妙な発言だと思うんです。一方で、この資料51の位置づけというのは、あくまでこれは委員会としての立場。もちろん委員会の話を受けて市が書いて、委員会と市の考え方にそごがないように調整していったんですけれども、形としては、委員会での議論を踏まえて、委員会としてこういった提案をしますという形なので、一番最初にもうちょっと補足したほうがいいかなと思ったのは、資料51で、1から3については今まで議論したこと、2の表現だとか3の表現で細かいところを見れば、いろいろと調整したり確認したりする必要があると思いますが、基本的には今までやってきたことと同じです。4についても、基本的には市が考えてこういうのを整理してくれたんですけれども、正副委員長でこの話を受けて、なるほどねとなったものです。

要は、今までの考え方としては、3までの中で基本的にはC案が優勢だということが議論されていて、それでもまだ実現可能性の問題もあるので、4のことも検討しようよという形で投げて、その4の結果が出てきて、それでもやっぱりCが優勢だということなので、一番肝心の

5の結論という部分が広がったことになっているという整理になっているんですね。その5の中で、いろんな条件なり考え方なりをできるだけ詳しく書いて、どれだけ推進の役に立てるかといったところが、今コラボしながらやっているところだと思うので、市が言いにくいところはこちらのほうで市民の声をうまく聞き出して書ければと思いますし、この事業についてはぜひ進められるというか、市民にとっていいやり方になるようにしていただきたいと思います。

◎今井委員 この文章は一番けつに持ってこないとまずいんですか。これが頭にあれば、ぼけてくるんですね。後ろにあるからだめなのよ。頭で先に言っちゃっておいて、ずっと来ると、だんだん忘れてきて。だから、入れる位置でも随分変わると思いますよ。何だかんだ言って最後はこんなもんかみたいなのか、先のほうで厳しい話が出ているけれども、でもやっているなとなるのかね。

◎大久保委員 この土地開発公社の、先ほどおっしゃっていた、テナントとしてアニメーション会社が入っていたビルとして貸していた。多分この事業の計画だけ見ていると、将来公園になるんだとか、そういう建物ができるんだとイメージして見てみたら、何か違う建物が建っていたということになると、市民感情としてはどうなっているんだという話になると思うので、土地開発公社と協議の上でも、大体こういうのが今までに前例であったというのをある程度載せておいたほうが、全く違うものが建っていて、後でどうなっているんだと言われるよりはいいのかなと。

◎堤企画政策係長 基本はあくまでCでやるというのが大筋なんです。それが財政状況で、あえて言えば短期的に直ちにできなかったときのものなので、ある程度中長期間使う施設が建つようなことは想定していないんです。だから、今の久保委員のお話を承ると、そういう点についてもうちょっと、正副預かりにする文書をわかるようにということによいでしょうか。

◎三橋副委員長 先ほどオフィスの話が出たので、多分、大久保委員もオフィスが建つというのが……。

◎堤企画政策係長 5年とか10年とかというのは想定していません。

◎高橋庁舎建設等担当課長 ちょっと補足しますと、基本的に土地開発公社が市の要請に基づいて区画整理事業の円滑な推進のためにこの用地を取得している。苦しい、苦しいということがずっと先行しているので、いつまでたっても実現しないんじゃないかという見え方もしてしまいうんですけれども、基本的に開発公社で持っている土地については市が必ず買い戻していくわけです。それをどこかの段階では必ずやらなくちゃいけなくて、この土地については既に2回ほど買い戻しの計画の延伸をかけていますので、余り我々としては、幾らごみが優先だからといっても、ずるずるずるずる、ここから先、5年、10年と延ばしていくという話にはなかなかないだろうと考えています。そういう考えがあるからこそ、具体的な活用方法を決めないと、例えば、起債をするにしても、具体的に何に使うのか、どういう目的で使うのかというのが決まらないと起債もできないわけです。ですから、ここ2年かけて、今回計画策定ということで、まず目的を定めて、それによって事業化に進んでいくんだというのが1つの流れ

なわけです。ということで、開発公社と協議して暫定的な利用をやろうというのが落ちになっているのではなくて、事業を進めていくというのが基本にあって、それでもなおかつそこに若干の空白があく場合には、そこに対してもきちんと対応できるようなことまでは考えていますよというのが今回ここに書いた最後の部分なんですけれども、今井委員がおっしゃるように、入れる場所の問題も若干あるかもしれません。

◎今井委員 注意書きみたいに文字を小さくしちゃうとか。

◎高橋庁舎建設等担当課長 あとは、公社と具体的に協議して、それを計画にかける段階のところまで煮詰まっていない部分があるので、余り具体的なところまで書いてしまうと逆に厳しいかなと。いろんな可能性がある中で、これからまた詰めていく段階のものもありますので、この程度で少しぼやっとした書き方になっているというのが特徴です。

◎大久保委員 一番初めに今井さんがおっしゃっていた、建つのが30年後という可能性は現時点ではない、優先的に進めていこうとして考えていただけるということですね。

◎高橋庁舎建設等担当課長 我々としてはそういうことは考えていないです。ただ、厳しいことは厳しいし、見通しという点で言えば大変苦しい状況ではあるので、この段階で、30年後はないけれども、5年後なら大丈夫ですよということがはっきりと言えない状況なので、皆さんには本当にご迷惑をおかけしてしまうんですけれども、我々としては、つくったらつくりっ放しみたいな部分は考えていないです。

◎三橋副委員長 繰り返すんですけれども、文章で表現した整理はしていただくということですが、法律的に何ができる、何ができないというところは、できる限りきちんと整理をして……。

◎堤企画政策係長 定款があるので、お示しします。

◎鏡委員 今のお話との関連なんだけれども、これはかなりよく整理されたものだと思うし、相当時間をかけて整理していただいたんだろうと思うんですけれども、致命的なのは、結局、期間が入っていないんですよ。多分それが入れられなかったという事情があると思うんですけれども、ただ、活用計画案となっているので、計画だとすると、やっぱりいつごろやるのかということがないとリアリティーがないじゃないですか。少なくとも政治的な覚悟とあわせて、例えば10年後にはこういうことになりますよとか、あるいは5年というのは難しいというのであれば、ある程度のところの目標とかロードマップみたいなものを示されないと、計画としては弱いんじゃないかなと思います。これまでのさまざまな協議と同じような扱いになってしまう可能性があるので、ここも余り無理には言いませんけれども、可能な範囲で、一応こういうことを考えているんだみたいなことが出せるようになると、やっぱりクオリティーが高くなると思うんです。

◎加藤委員長 ロードマップを……。

◎三橋副委員長 それはぜひお願いしたいと思います。

◎高橋庁舎建設等担当課長 非常に核心的なところをご指摘いただきまして、おっしゃるとお

りなんです。例えば区画整理事業は、今、平成31年度までということで事業期間を打ち出しています。例えば平成25年度には第4次基本構想・前期基本計画の後半部分、平成25年度、26年度、27年度の財政フレームをつくっていくということもあります。ごみの問題については今年度中に方針が決まるということで市長の公約もある状況の中で、周辺のスケジュールはある程度見えている部分がある。例えば我々も、この事業用地については区画整理事業の進捗に合わせてやっていくんだということもありますので、区画整理事業とタイアップしたスケジュール感を出せるのかもしれないとか、例えば基本構想・前期基本計画の後半部分と、そこから先の後期基本計画の中で一定整備をしていくんだというような書き方はもしかしたらできるのかもしれないんですけども、この計画自体、単体として、何年度に何ということをかちと決めてしまうのが正直言って苦しいかなというのが担当としての立場です。

◎鏡委員 そこは財政とか、市長を含めてどうしますかという非常に大きなテーマですから、余り強くは言いませんけれども、この計画としては、やっぱりステータスなり位置づけは守っていただきたいと思います。

◎三橋副委員長 答申に入れるかどうかは別にしても、委員会の意見として、ぜひそういうのはお願いしますというのをつけるとか、そういうのはあるのかもしれないですよ。今、鏡委員がおっしゃられたことは、やっぱり市民の関心が一番高いことですし、かつ、さっきの暫定の話も、あえて僕が広場はだめなのかどうかと聞いたのも、結局最終的に広場にするという目標があるのであれば、そこに施設が建つか建たないか、整備されるかどうかは別にして、目的としては同じようなことができるか、できないかというところがあると思うんです。だから、暫定の段階で広場ができるかどうかというのも、できないというならできないでしょうがないと思うんですけども、これは結構、市民にアピールという意味では一定あると思いますし、それだけ利子は補給しているわけです。利子を補給しているということは、経済行為という意味では我々のほうでかなりの負担をしているということだと思いますので、そのあたりも含めて、自分たちの土地じゃないですけども、どこまでできるのかというところは確認できればと思います。

◎今井委員 日にちって、だめなら後でまた延ばしちゃうというのでいいんじゃないか。例えば区画整理は何年度だと言ったって、何年度延びました、また延びましたとやっているじゃないですか。これも、例えば日にちが入っていたって、できなかったからもうちょっと延ばしますねと。

◎三橋副委員長 それは我々の任期があり次第……。

◎今井委員 日にちが入っているほうがリアリティーがあって、それに向かって頑張ろうみたいなのがありますよね。

◎三橋副委員長 とりあえず暫定的につくるということですね。

◎加藤委員長 そうですね。割とアバウトなものでやるのもいいかもしれないですね。ロードマップのお話と、土地開発公社のままであればどうなのかみたいな話を、最初は削除という話

もありましたけれども、きちんと法的に整理して書き込む。その辺の書きぶりについてはこちらのほうで検討させていただくということによろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。そのほかございませんでしょうか。

◎堤企画政策係長 パブリックコメントまでやや時間がありますので、あと、きょう当日お見せしたもののなので、例えば8月末までにお気づきの点をお寄せいただいて、それを踏まえて正副委員長とも調整させていただくとかでいかがでしょうか。

◎加藤委員長 まだちょっと時間があるので、そうですね。では、これについて、初めてご覧になっているわけなので、きょうご意見がまだ煮詰まらないで、もしまたご意見がありましたら、ぜひ8月末までに言っていただいて、調整してみたいと思います。

◎三橋副委員長 特に僕は多世代交流、第1のキーワードがいいと思いますし、今までもここで多世代交流のお話をしたと思うんですけども、「東小金井の居間（リビング）」、この表現も僕は悪くないと思うんですが、このあたりは基本構想の中でも相当練って、「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ」というものが出来ているので、市民の頭にすっと入ってくる、こういうところをぜひいろいろと整理したいなと思います。多世代交流が第1のキーワードというのはいいことだと思うので、このあたりを踏まえたイメージがつくようなものがもしあれば、この後、委員会で最終案をつくるまでにしたいなと思います。

◎加藤委員長 6ページの基本的な考え方、最初に出ているビジョンのところなんですけれども、こういうニュアンスでよろしいですか。

◎堤企画政策係長 整備構想をストレートに踏まえるという意味では、ここに「やさしさと生きがいの拠点」と書くべきなんですけれども、それでは読んだ方のイメージになりにくいので、ちょっと悩みどころですので、ぜひアイデア等をいただければと思います。

◎加藤委員長 「幅広い人たちが」というのは、幅広い世代ですかね。幅広い人たちという表現がちょっと気になります。

◎三橋副委員長 そうなんですよね。僕も、思い思いに過ごせるんだけど、さまざまな交流の輪が広がっていくという、このイメージをどのようにつくっていくかということだと思うんです。2つの意味があるというのでもいいのかなどはと思いますが、それで、かつ語感として——世代というと結構硬いような感じがしたということなんですかね。それを人たちに置きかえたのか。

◎堤企画政策係長 武蔵野プレイスを見たときにも思ったんですけども、同じ世代でもいろんな過ごし方をしますよね。勉強している人から遊びに来た人までいてもいいし。この言葉がいいかは自信がないので、お伺いしたいと思います。

◎三橋副委員長 なるほど。幅広いがおかしいということであれば、幅広いをさまざまと言うのか。さまざまと言っても、何か一般的っぽくってちょっと。多分こういうのは、ある意味キャッチー性を含めてということだと思うんですけども、いかに人々を引きつけるか。まず一言で「小金井の居間（リビング）」というところなんですけれども、ニュアンスは僕はいいと思う

ので、あとはちょっとみんなで……。

◎加藤委員長 ここには限りませんけれども、ここはこうしたほうがいいんじゃないのとか、新たに加わっている部分もあるかと思imasので、この辺は議論してきたことと違うんじゃないかとか、そのようなことで結構ですけれども、いかがでしょうか。

◎永田委員 パブコメなんですけれども、これをぼんと出されたんですか。

◎三橋副委員長 いやいや、これをぼんということじゃなくて——あっ、パブコメ？ 要約をつけますよね。要約をつけないと絶対わかりにくいので。

◎永田委員 ですよ。多分これじゃ見ないですよ。

◎高橋庁舎建設等担当課長 大分我々のほうの作業が押し寄せられている部分もあるんですけれども、1つは文言の整理とか、まだまだしなきゃいけない部分があると思っています。パブコメにかけるのであれば、例えばこれも体裁として、いわゆる冊子としての目次みたいなものもつけなきゃいけないし、今ちょっと出ましたように、要約版か概要をつけないと、これを全部じっくり読んでという人も中にはいるんですが、一般市民的にはちょっとハードルが高くなってしまって、通常パブリックコメントをやる時にはそういう体裁を整えてやります。

◎堤企画政策係長 規則がございまして、この本体だけではなくて、施策の概要をつけないといけないことになっております。その概要を、例えば委員長名のものとして整える必要があると思っています、通常だとそれが箇条書きとか、それ自体を見やすいものに工夫する余地とかもあると思うので、そこは調整させていただければと思います。何よりも見ていただかないとパブコメになりませんので。

◎加藤委員長 そうですね。概要は付けるということですね。

◎三橋副委員長 基本構想のときには、いろんな絵がたくさん入っている図にしましたよね。

◎加藤委員長 わかりやすくしたいと思います。

では、よろしいですか。またご意見がありましたら……。

◎堤企画政策係長 本川委員のご感想も。済みません、リクエストしてしまいました。

◎本川委員 聞いてくださってありがとうございます。正直言って、少しずつ進んでいるんだなど。この間はどうかかなと思っていたんですけれども、ほっとしております。こういうものを出すときに、こういう構想でいきますよというのではなく、こっちにこういうものもあったけれども、だめなんですよという説明もつけながら出すものなんですか。よくわからないのでお伺いしたいと思いますが、可能性があるものをアピールしながら出していくのか、あるいは、こうこうこういうのも出たんだけど、だめだから、あちはだめで、こっちになりますよというような方向で説明がいくのかどうか、ちょっとわからないんですけれども。

◎加藤委員長 財源のところそういう書きぶりのところがありますよね。

◎高橋庁舎建設等担当課長 活用計画は計画書なので、こうしなきゃいけないというのは多分ないと思うんです。初めからある1つの特定の施設をつくる、そのためのコンセプトを固めましょうみたいな話であれば、これがだめだからこっちとかいう話にはならないと思うんですけ

れども、今回の東小金井のまちづくり事業用地の場合には、18年につくった整備構想が本当にざっくりとした、言ってしまうと何にでも使えるようなコンセプトしか決まっていなかったものですから、ゼロからどういうふうにしようかというところから始まっているわけです。そういう意味では、幾つかの活用パターンが考えられて、その中でどれを選んだのかというふうな見せ方にしたほうが、このケースでいえばいいだろうと。さらに、これで具体的なものが決まったのかというと、まだそうでもなくて、実はこれで整備、活用する方向は定まったと思っているんです。ここから先にもう1個進めるためには、その方向性に沿った具体的な事業計画みたいなものをつくりながら、さらに設計とかに進んでいくんじゃないかなと思っています。そういう意味では、今回の計画は議論の過程を明らかにしながら、ここに落としつめたよというまとめ方もありなかなと私としては考えています。

◎三橋副委員長 どちらかというと、この話は、市民に対してどういうふうにしたらわかりやすいかというところで、結論だけ言って、質問があったらそれでいいんじゃないという考え方もありますし、これは答えがない話だと思うので、ごみのときも僕が議論したことですけれども、そういう答えがないものを説明するに当たっては、議論をどういうふうにしてきたのかというところが理解をしてもらう上で重要なところもあるかな。もちろんいろんなことを言ってわからなくなっちゃっても困るので、そことのバランスはあるとは思いますが、でもね。だから、逆に言えば、そここのところは市もそうですけれども、我々委員会としてこのような議論をしてきました、ここら辺は市民に理解してもらわなきゃいけないかなというふうなところの中で、3パターンの考え方があって、その中で広場型というのが一番に出てきたんですよぐらいのところが説明の仕方としてあるんじゃないかと。財源の話がどうか、広場型の中でも細かいテクニカルの話は、どっちかというとそこまで話す必要はないかなと思うので、パブコメなりプレゼンするときの要約のつけ方とかパワーポイントの作り方を工夫すればいいんじゃないかと思います。

◎本川委員 わからない者にとっては、いろんなパターンがあるとますますわからなくなってしまうところがあったり、広場型全体がいけばいいんですけれども、違うパターンに固執する人がいたとしたら、そういう声は物すごく大きくかかってくると思います。どういう見せ方をすればいいのかなというのが、わからないんですが、わからない者にとってそういう思いがあるということをお伝えしておきたかったです。

◎加藤委員長 説明の仕方をもうちょっと工夫しないと。

◎三橋副委員長 何かちょっとプレッシャーが……。

◎加藤委員長 全体の方向としてはよろしいでしょうか。特に19ページから21ページがほぼ結論になるわけですが、先ほどありましたロードマップのお話とか、公社のままの場合はどうなるかみたいな話はちょっと検討させていただくことにいたしまして、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、細かいご意見がありましたら、お寄せいただきたいと思っています。

では最後に、資料52、パブリックコメント及び市民説明会について事務局からご説明いただきたいと思ひます。

◎堤企画政策係長 資料52に基づいて説明させていただきます。まず、資料51を文言等を含め整えた上でパブリックコメントに諮っていきたくと思ひます。期間としては、9月18日から10月17日の1カ月間、受け付け方法は、専用用紙で企画政策課に直接郵送、ファクス、電子メールで。また、広報は9月15日号の市報と、その期間の市のホームページ掲載を考へております。資料として、パブリックコメントの要領があつて、施策の概要があつて、資料51のパブコメ案がかかるといふうな資料を備えつけるんですが、市のホームページで見られるほかに、図書館本館、公民館本館・分館、総合体育館、あと、例えば保健センター、上之原会館、婦人会館みたいに地域ごとのある程度立ち寄れるような市民会館等で通常行つています。その通常の場所に加えて2カ所、けやき保育園とピノキオ幼稚園も隣接することになる施設なので、備えつけて見られるようにしたいと考へております。

このパブリックコメントの期間の前半に市民説明会を行へたらと思ひていまして、9月23日日曜日ならば会場があつたということもあるんですけども、10時半から11時半までこの萌え木ホールで、それから、午後の時間が空いていませんので、いきなり夕方になってしまうんですが、18時から19時半にマロンホールのギャラリーで1時間半程度の説明会ができればと思ひます。保育士と手話通訳士の予算を持っていますが、これについては事前に申し込みをいただいて、手配できるように考へています。この件については市報と市のホームページに掲載いたします。内容については、答申案の説明とパブリックコメントの説明が中心になって、主催は市というよりは策定委員会。人数については、これはかなり大変な目標なんですけれども、10人程度と言わずに、やはり30人程度の方に来てもらえるように頑張りたく。

進め方がちょっとポイントなんです、パブリックコメントの最中なので、説明の場であるというのが大事です。単語の説明とか、あと、これはどのような策定委員会の議論があつたんですかとかいうことについてはお答えしていいと思ひますが、ここの部分はこういう表現に直してくださいとか、何々について書かないでいいのかというのは修正の意見になるので、パブリックコメントの用紙を当日配付いたしますので、正式に書いていただいて、出していただきたいと思ひます。というのは、パブリックコメントの今の市民参加条例に基づく市の規則では、住所と氏名を書いて提出することになっており、匿名が認められない制度になっているんです。そうなると、やはりきちんとパブリックコメントとして受け付けておかないと、きちんとした回答がしにくいということにもなつてしまい、また、回答の内容とかにずれがあると困るので、繰り返しになるんですけども、経過とか単語の意味とかの質問は受けませんが、修正の意見については、その場でお時間をつくってお書きいただいて、後日ちゃんとホームページ等でも回答するという形にさせていただきたいと思ひます。市の説明については、既に内諾をいただいているんですが、三橋副委員長にお願いして、質疑応答については我々事務局も含めて回答していく。今までのワークショップと同じですね。

今後の予定としては、この日にち次第なんですけど、次回の策定委員会でパブリックコメントの内容と、その回答と、回答に伴う計画案の修正について議論して確定させていただきたいと思いますので、その後にホームページ等で回答いたします。その後の策定までのスケジュール等についても若干説明する必要があると考えていまして、タイムテーブルとしては1時間半程度で考えています。開会、あいさつと趣旨説明を加藤委員長にお願いして、答申案の説明を三橋副委員長にお願いして、質疑応答、今後の予定、この今後の予定の中でパブリックコメントの制度等についても説明させていただきたいと思います。閉会あいさつの上で閉会となりますが、30分程度会場をあけておいて、その場でパブリックコメントを書き添えていただけるようにして、もちろんその場でご提出も受け付けて閉場というふうに予定では考えています。ですので、配付資料としては答申案とパブリックコメントの意見用紙等を考えています。

雑駁で恐縮なんですけど、そもそも伺いたいのは、9月23日のご都合はいかがでしょうかということです。市報との間が余りあいてしまうわけにもいなくて、土日も9月、秋になるとやっぱりイベントシーズンに入っていて、なかなか会場が押さえられない中だと、正副委員長には事前にご相談を差し上げたんですが、9月23日ぐらいしかも本当に日がないんです。

◎加藤委員長 皆さんはいかがでしょう。

◎堤企画政策係長 午前だけ、午後だけとかでも。ちょっと正副委員長は申しわけないんですが。

◎三橋副委員長 午後というか夜ですよ。

◎堤企画政策係長 はい。委員の方々はどちらかだけというのもいたし方ないと思っておりますので。

◎加藤委員長 では、もしご出席できるようであればお願いいたします。

◎堤企画政策係長 というか、すみません、原則は出ていただくこととして、だめな場合はご連絡いただきたいと思います。

◎加藤委員長 今伺ってもいいですか。

◎堤企画政策係長 ご確認して、本日はお2人も帰られていますので、改めて伺いたいと思います。

◎加藤委員長 では、ただいまの概要につきまして、何かご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

◎三橋副委員長 2点だけなんですけれども、1つは、パブリックコメントに対する回答時期は11月上旬と書いてあるんですが、委員会で確認しないと回答できないですよ。

◎堤企画政策係長 そうです。この後、日程調整しますけれども、例えば策定委員会が11月中旬とか下旬になると12月上旬になってしまう可能性もあります。

◎三橋副委員長 ということですよ。わかりました。では、これはあくまでも一応……。

◎堤企画政策係長 あくまでも11月の頭とかに開けた場合だとこうなるということです。

◎三橋副委員長 あともう1つは参加見込みなんですけれども、前は事前申込みというか、資料とかを送って、それに対してまたアンケートと一緒に回答をもらった中で参加者を募ったりしたじゃないですか。そのやり方でもああいう形だったと思うんですけれども、もちろんこれは希望的観測でこう書いているんだったらそれでいいんですが、本当に30人ということを考えるのであれば、何かちょっときっかけがないと。だからといって、変にバイアスをかけて動員をかけるような話でもないですし、このあたりの位置づけというか、意味合い的なところを一応確認しておきたいんです。30人来なかつたら失敗だとかと言われてしまうと、それでもう——そういう意味ではないですよ。

◎堤企画政策係長 希望的目標みたいなものです。

◎三橋副委員長 わかりました。

◎堤企画政策係長 ただ、例えば三橋副委員長は父母の会の会長でもいらっしゃるんですけれども、それこそ隣接のけやきやピノキオの保護者の方もこの機会に説明を聞けるわけですので、ぜひ来ていただければありがたいなど。あと、お互いに今後のためになると思っているんです。ちょっとそういうところを保育課とも連携して、保育園とも連携して考えなければいけないなと思っています。パブリックコメントの用紙を置くこととかはもう話ができています。

◎鏡委員 余り理解できなかったんですけども、パブリックコメントというのは、基本的に委員会からの答申案が答申された折、市のほうで整理したものを市民の人にパブリックコメントとして提出するわけでしょう。それを受けてまた委員会をやるんですか。

◎高橋庁舎建設等担当課長 市民参加条例上の市民の意見提案制度というのは、おっしゃるとおり市がやることである。一方で、附属機関等がやるものについてもこれに準じた形だという話になっていまして、例えば今まで委員会として議論してきた一定まとめましたという状況で、今回は説明会とパブリックコメントという話なんですよね。ですから、例えばその後に市のほうで大幅にそれを変更するとかということになると、市としてももう1回パブリックコメントをかけるという話にはなっていくと思いますけれども、通常、市民参加で計画を策定する場合は、そこから大幅に市のほうで書きかえるということは余りないような状況がありますので、今の段階で、まず策定委員会としてまとめたもので市民のご意見を聞くと。

◎鏡委員 なるほど。だって、パブリックコメントだったら、それに対して回答しなきゃならないですよ。

◎高橋庁舎建設等担当課長 そうです。ですから、回答する場合の主語は、この場合であれば策定委員会ということになります。先ほど三橋副委員長が言われたように、策定委員会で確認してからでないパブリックコメントの回答を出せませんよねというのはそういうところにつながっています。

◎三橋副委員長 これは結構珍しいと思いますよ。小金井のやり方なのかもしれませんが、ここ数年、のびゆくこどもプランの審議会とか長期計画もそうですけれども、提案を市に提出してから市が独自にやるというやり方ではなくて、委員会の中で委員会がやる。ただ、そ

の前提としては、市と委員会はそれなりにそごがないようにして、しっかりと調整した上で出すというやり方なんですけれども、おっしゃるとおり、かっちりと役割を分けて、委員会は委員会でここまで、そこから先は市がというようなところもやり方としてあると思うんですが、ここ何年かの潮流としては、パブリックコメントの回答まで含めて委員会が市とタイアップしながらやるという形ですかね。

◎鏡委員 では、回答は委員会で書くことになるんですか。

◎三橋副委員長 厳密に言うと、一から書き起こして、そのために何回も小委員会をやっているような審議会もあるんですけれども、ここはそこまでやるという話ではないと思いますので、市のほうが素案とかをつくってくれて、それを委員会で確認して、それで委員会で出すという形かなと。

◎鏡委員 それで、市はやらないんですか。

◎伊藤庁舎建設等担当部長 やらないです。結局、市民参加でつくったものは尊重義務が通常ありますので、よっぽどじゃないと直しませんから、そういう意味では、策定段階でパブリックコメントを市も一緒になってかけてしまうんです。

◎鏡委員 だったらここで答申をして、市の責任でパブリックコメントをかけてもらったほうがいいんじゃないかなと思う。わざわざ出ていって、再度、市民の方々の意見があったときに、いかに委員長と副委員長が出たとしたって、市に対して意見をパブリックコメントとして言っているんじゃないかなと思うんです。それを委員会が受け取って、再度考え方を示していくというのは果たして正しいやり方かなと思うんです。丁寧だといえば丁寧だけれども、そのために市民の方が出ているところもあると思うんだけれどもね。

◎三橋副委員長 おっしゃるところも一理あるとは思うんですけれども、これも考え方で、要はこの委員会も、市民を代表しているといっても数人しかいない中で、やっぱり委員会としても市民の声を聞きたいとか、そこと話しながらやって、それでちゃんと市に対して話をするというようなところもあって、委員会としての権威づけというとあれですけども、きちんとそういったところを踏まえてやっていますよと。それに対して、市は市でそれをきちんと踏まえてくれているのであれば、それでもう十分だというようなところで、同じ内容であれば2回も3回もかける必要はないと思いますので、そういう形で整理しているところはあるんですけどもね。

◎鏡委員 いわゆる答申案に対してのパブリックコメントなんだよね。計画案についてのパブリックコメントというのはかける気がないんでしょう。

◎三橋副委員長 そういうことです。

◎鏡委員 確定したものは何かというと、計画じゃないですか。それって一見丁寧だけれども、きちんとしたつくるべき計画に対する市民の意見を反映しないというのはフェアなんですかということです。つまり、議論している場でいろんな意見をいろんなところから声を聞くのはいいですよ。だけれども、最終的に決定するのは、市が計画として決定したものを市民の方がど

うですかと判断する。だけれども、今の段階というのはまだ変わる余地があるものに対して、何度も何度も、これで3回目だと思えますけれども、市民の方々の意見をのせる。そのたびに変わったものを、今度は市に対して出したとします。そうしたら、今度は決まったものに対して再度市民の意見を反映するようなステージがなければ、それこそ余り適当な方法とは言えないんじゃないですか。

◎三橋副委員長 だから、それは高橋さんが今おっしゃられたとおり、基本は変わらない前提だと。変わらない前提でかけて、市民としても——仮にもし変わることがあればもう1回かけますよと。

◎鏡委員 それもおかしいんじゃないかな。変わるか変わらないかというのは、それこそ市民側の判断なんだから。

◎三橋副委員長 市民側の判断だけれども、要は委員会と審議会としてしっかりとタイアップしてやっているというところがまず前提ではあるんですけどもね。

◎鏡委員 このようなやり方で、その後にできた計画に対してパブリックコメントをもう1度やるということはやっていないんですね。

◎高橋庁舎建設等担当課長 通常はないです。

◎堤企画政策係長 やるとすれば、でき上がったものが答申案を市が変更したときです。

◎伊藤庁舎建設等担当部長 子どもの権利条例で、答申案と違う条例案をつくったんですよ。その場合、パブコメをもう1度かけました。

◎鏡委員 まあ、納得はしないけれども、こういうやり方があるのかと。

◎永田委員 小金井流ですね。

◎伊藤庁舎建設等担当部長 ただ、国なんかも同じですけども、行政手続法の中で策定段階の附属機関でパブコメをやったときは、その後はやる必要がないという規定になっています。

◎鏡委員 確かにやっているところもありますよね。それはそのとおりだと。

◎高橋庁舎建設等担当課長 ですから、例えば策定委員会としてパブリックコメントをした結果を反映させたもので市に対して答申をいただくじゃないですか。その答申を受けて、今度は市としての計画策定という形になってくるわけです。そこで、基本的には変えないんですけども、何が変わるかという主語が変わるんです。ですから、策定委員会という主語になっている書き方、表現のところが、それはあくまでも市という形に置きかわっていくようなイメージでの文言整理が若干あるのかもしれませんが、計画の中身自体を、答申をいただいたものに対して市で書きかえていく、中身を変更していくということは基本的にはないです。そういう意味で、2回同じ内容でパブリックコメントをする必要はないのではないかとというのが今の時点での私たちの考え方ですし、そのようにやっていきたいと……。

◎鏡委員 だったら、これでもう答申案だとして、それで市長に対する答申をして、その後のパブリックコメントは市の責任においてかけていただくほうがよかったなと私は思います。これだと結局、委員長、副委員長が最後まで悪者になっているという形になるわけです。

◎三橋副委員長 逆に言えば、パブリックコメントまで含めて市民参加でやりましたと。それが我々にこのような形で来るのか、市がサボタージュしているのかというふうになっちゃうと、そこはそういうつもりではないとは思いますが、よく言えば、パブリックコメントまで市民参加でやれるようなスタイルになっている。悪く言えば、今おっしゃるように、市の責任はどこからどこまでなんだという話が若干出てくるところはあるのかもしれないですね。

ただ、繰り返しになりますけれども、この計画自体はタイアップしてやって、かなりのところ、ほかの委員会では市民のほうで、例えば僕なんかも全部書きちゃうような審議会もありましたけれども、かなりやっていただいているというか、ほとんどやっていただいていると思います。あと、この後、実際に市のほうに行ったらもっと細かくいろいろ決めていくとは思いますが、それはそれでまた市民参加が別のステージであるという前提だと思いますので、それが最後にちゃんと書いてありますから、そういった意味で下手な計画の策定のやり方ということにはならないんじゃないかなとは思いますが。

◎鏡委員 そうすると、これを受けて修正し、あるいは意見があるでしょうから、意見に回答しなきゃいかん。でも、そうすると、回答も委員長名でやるの。

◎加藤委員長 きっとそうなんでしょうね。

◎鏡委員 それをやって、その後、成案をつくって答申するということですか。

◎三橋副委員長 そうですね。

◎加藤委員長 小金井方式というのは、パブリックコメントも市民参加であるということですね。だから、パブリックコメント自体も、市の附属機関として策定委員会のほうに向けたコメントだということではないですね。

◎高橋庁舎建設等担当課長 位置づけとしてはそういうことになります。

◎伊藤庁舎建設等担当部長 ただ、内容的に、策定委員会に出ている意見もあるんですけども、市に出している意見も出てくるので、なかなか区分けは難しい。

◎加藤委員長 そうですね。でも、公式にはそうですね。

◎伊藤庁舎建設等担当部長 一応策定委員会に出ているという理解です。

◎加藤委員長 だそうですね。では、一応小金井方式でいくということではよろしいでしょうか。

それでは、最後に、次回以降の予定につきまして日程調整をしたいんですけども、一時休憩ということで、その中でやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

( 休 憩 )

◎加藤委員長 次回以降の予定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

◎堤企画政策係長 では、11月22日6時半からということで、会場は婦人会館を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎加藤委員長 パブリックコメントとか市民説明会の日程はいいですね。

◎堤企画政策係長 繰り返しになりますが、9月18日から10月17日にかけてパブリックコメント、9月23日の10時から11時半、18時から19時半にかけて市民説明会を行う

こととさせていただきたいと思います。

◎加藤委員長 それではよろしいでしょうか。本日の議題はすべて終了いたしましたので、これで第10回の策定委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

(午後8時30分閉会)